

幼稚園等研修指導員設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の研修指導員の設置及びその取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 幼稚園等の新任教諭及び新任保育教諭等（以下「新任教諭等」という。）に必要な指導及び助言を行い、もって幼稚園等教員としての実践的指導力及び使命感を養うため、宮城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に幼稚園等研修指導員（以下「研修指導員」という。）を置く。

(任用等)

第3 研修指導員は、新任教諭等への実践的指導を行うことができる資質を有する者とし、原則として幼稚園教諭の普通免許状を有する者のうちから、教育事務所長の推薦に基づき、県教育委員会が任用する。

2 研修指導員が、健康状況の変化等やむを得ない事由により、研修指導員としての職務を継続できない場合は、県教育委員会は、速やかにその後任者を決定し、前任者の残任期間を任用する。

3 県教育委員会は、新任教諭等と同一の幼稚園等に勤務する者を研修指導員として任用することができる。

(職務)

第4 研修指導員は、所管の教育事務所長の指導監督を受け、新任教諭等の研修等について指導及び助言を行う。

(身分及び任用期間等)

第5 研修指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

2 研修指導員の任用期間は、1会計年度内で定めるものとする。ただし、次年度以降に再任することを妨げない。

(報酬、手当及び費用弁償)

第6 研修指導員に対する報酬、手当及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第48号）に基づき支給するものとする。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、研修指導員の取扱いについて必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(廃止)

2 幼稚園研修指導員設置要綱（平成4年4月1日施行）及び幼保連携型認定こども園研修指導員設置要綱（平成29年10月1日施行）（以下これらを「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 旧要綱第3の規定により委嘱された研修指導員については、この要綱第3の規定により任用された研修指導員とみなす。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月24日から施行する。

幼稚園等研修指導員取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、幼稚園等研修指導員設置要綱第6の規定に基づき、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の研修指導員の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2 幼稚園等研修指導員（以下「研修指導員」という。）の勤務は、新任教諭又は新任保育教諭等（以下「新任教諭等」という。）1人につき、1日7時間45分、年間10日程度とし、その割り振りについては、市町村長又は市町村教育委員会の要請に基づき、所管の教育事務所長が決定する。

(報告等)

第3 研修指導員は、任用期間中の全ての指導終了後、遅滞なく、別に定める指導訪問報告書を作成し、指導訪問を行った幼稚園等の所属長及び所管の教育事務所長に提出する。

2 研修指導員は、原則として総合教育センター所長の指定する研修指導員連絡会議に出席する。

(報酬等)

第4 研修指導員に対する報酬は時給とし、その金額は別に定める。

2 報酬、手当及び旅費（以下「報酬等」という。）の支給に当たり、教育事務所は、研修指導員から債権者登録届出書及び口座振込依頼書を徴し、報酬等を研修指導員本人の口座へ振り込むものとする。

3 研修指導員が、研修指導員連絡会議に出席した場合は、当該会議の出席に係る報酬及び旅費を幼稚園等に指導訪問する場合に準じて支給するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(廃止)

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 幼稚園研修指導員実施要領（平成4年4月1日施行）

(2) 幼保連携型認定こども園研修指導員実施要領（平成29年10月1日施行）

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、改正後の幼稚園等研修指導員取扱要領の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月24日から施行する。ただし、第4第3項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。